

京都市交通局債権管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第26号

京都市交通局債権管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局債権管理規程の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条第2項の規定により従前の例によることとされている時効の中断の事由に係る管理台帳の記載事項については、なお従前の例による。

(交通局企画総務部財務課)